

---

# 紀 要

---

## 高田藩榊原家の「書物役」と「日記方」

### —「諸役前録」の分析から—

花岡 公貴

#### はじめに

筆者はすでに、上越市立高田図書館「榊原文書」のうち、高田藩榊原家の「藩日記（藩政日記）」の伝存状況を分析して、江戸日記と国元日記からなる全体像を明らかにした上で、日記が江戸と国元とで相互に回送され補完されるシステムが存在したことを指摘している<sup>1</sup>。

これをうけて、本稿においては「藩日記」作成の担い手とその変遷について明らかにしておきたいと思う。現存する榊原家の史料群において中核と言える質量を誇る「藩日記」の作成がいかなる組織によって担われたかを明らかにすることは、高田藩榊原家の職制の一端を明らかにする作業であると同時に、近世譜代大名の文書管理の在り方を理解する上で手掛かりとなると考えるからである。

近世期を通じて、各大家において「藩日記」が作成されたことはよく知られている。「藩庁日記」「藩政日記」などとも呼ばれ、例えば、弘前藩津軽家、鳥取藩池田家、対馬藩宗家、津山藩松平家などの日記が体系的に残されている。その「藩日記」の作成者・記録者である役職の設置やその勤め方については、弘前藩の「藩日記」及び日記方を対象にした中野達哉氏の研究が先行している<sup>2</sup>。弘前藩の事例も参照しながら高田藩「藩日記」を作成した書物役・日記方の組織変遷について詳らかにしていきたい。

高田藩榊原家は、榊原康政を藩祖とする。譜代大名の常として、榊原家はその封地を上野国館林、陸奥国白河、播磨国姫路、越後国村上、そして再び播磨国姫路、最後に越後国高田へと転々とするが、ここでは最後の封地である高田を冠して高田藩榊原家として記述していく。

#### 1 高田藩榊原家の書物役

本論に入る前に、高田藩榊原家における書物役の位置づけについて考えておきたい。

<sup>1</sup> 花岡公貴「『榊原藩文書』と藩日記について—史料学的視点から—」（『新潟県立文書館研究紀要』第9号、2002年）

<sup>2</sup> 中野達哉「弘前藩庁日記と日記役」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第9号）、同「弘前藩江戸藩邸における日記方の設置と藩庁日記の管理」（国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、2015年）

榊原家には、諸役の心得を記した「三十三誌」と名付けられた史料がある。「三十三誌」は榊原家6代政邦が編んだ軍法を中心とした家中規範「武備覚書并絵図等」に含まれる史料である<sup>3</sup>。「武備覚書并絵図等」は、姫路城と江戸藩邸における戦闘を仮定した軍法であることから、享保年間の成立と考えられる。

「三十三誌」には、榊原家の書物役の心得について次のように記されている。原文は6項からなるがここでは第3項までを紹介する。

史料1 「三十三誌」書物役（第1項）

一、書翰ハ公界に出之君の榮辱に係り、記録ハ後世に貽して政の得失を伝ふ、皆国家の甚重キ事也、勿論執筆の役ハ別に有といへとも、其文詞書法奉行して精しく点検する事ハ専々、此役に在るときハ尤相慎シミ、随分念を入これを吟味して聊も忽せにすへからさる事也、

意識すると次のようになるだろう。

藩が発出する文書は主君の名誉にかかわるものであり、藩の記録は後世に残されてその政治の良し悪しを伝えるものとなり、どちらも重要であること。執筆する役（＝右筆）は別にあるが、その文言文法についてよく奉行して点検するのは書物役の勤めであること。書物役に任じられたときはよく慎んで、しっかりと念を入れて文書を吟味し少しもゆるがせにはならない。

ここでは、榊原家が文書と記録とに関する認識がうかがわれるとともに、執筆を勤める右筆とその文章に責任を持つ書物役の役目が分けられていることがわかる。

続いて第2項には次のように記される。

史料2 「三十三誌」書物役（第2項）

一、公儀勤の書翰に於てハ尤大切に心を用ゆるへきこと勿論也、列国の大名士庶の輩に至るまで其程の宜しき礼儀の欠さる様に心掛へし、家格例を落さるやうに心得へき事也

ここでは、公儀勤めの文書は最も大切に心を用いることが当然という。また他藩の大名庶士に対する相応の礼儀を欠くことがないように心がけ、家格例を落とさないようにしなければならないという。

つまり、藩主を含め藩が発給する文書において書札礼を間違えることがないようにするのは書物役の勤めであったことがわかる。

さらに第3項では記録について記載する。次の通りである。

史料3 「三十三誌」書物役（第3項）

一、記録は国家の大事、古国旧家たる事も記録有て存するか故也、法令制度の出る所、礼儀強化の行はるゝ所、親戚諸士の進退榮辱皆詳に是を記して後代の格例とす、且世

<sup>3</sup> 「三十三誌」（「榊原家史料」榊原家所蔵・旧高田藩和親会所蔵）。詳しくは『高田藩 榊原家史料目録・研究』（上越市立総合博物館、2009年）参照。

臣の国に争うかことき、君ハ其往昔の勲しを失ハす、臣ハ其国恩の長きを忘れさるも皆記録に由らずして何を以てか抛とせん、其記す以、聊も誤り違ふ事有ときハ其実を失ふに至る、一字といふとも護て忽せにすへからず、況少し茂臯眞偏頗する所ありて精粗詳略正しからさるに於てハ其罪の大なり、尤恐るへき事なり、

第3項では、記録は国家の大事であり、古い国、旧い家であることも記録があつてこそこのことであるという。その上で、藩の法令、儀礼、大名の縁戚や藩士の進退栄辱を詳しく記録して後世の格例としなければならないという。さらに、国内に争いが起こった際に、主君の勲功を失わないため、また家臣が国恩を忘れないようにするためにも、記録はかけがえのないものだとする。だからこそ、記録に記されることは少しも間違つてはならないのであり、一字であつてもおろそかにしてはならず、まして依怙臯眞があつたり、記録に精粗や詳略があつたりしてはならないとしている。

以上、「三十三誌」から書物役の心得を紹介した。そこには、文書はその家の格式を表すものであり、記録は国が国として立ち、大名が大名であり家臣が家臣であるための根拠となる後世に残すべき重要なものであり、かつそれらを司るのが高田藩榊原家においては書物役であるという基本的な考え方が示されていた。

近世大名家において、なぜ記録を作成しそれを保持するかについて明確に示された貴重な事例である。大名が発出する文書の点検をすること、記録を作成・管理することは、高田藩榊原家においては書物役が担う役目であつたことがわかる。

## 2 「諸役前録」一書物役の始まり

### (1) 「諸役前録」について

本章及び次章において分析する「諸役前録」は、榊原家所蔵・公益財団法人旧高田藩和親会管理「榊原家史料」に含まれる史料である。体裁は、横半帳の形態を持ち、濃茶色の表紙には朱字で「諸役前録」と書かれ、役職ごとに題箋が貼られている。「一 中老」から「十六 役鉄砲頭・普請奉行・船奉行・郡奉行」まで役職ごとに分冊されている。冊数は「十六」を数えるが「六」が欠落しており現存は15冊である。これに付録の甲乙2冊と、番外となっている4冊を加え全21冊で構成される。各冊子の構成は表1の通りである。記載される内容・様式は江戸幕府の『柳営補任』（『大日本近世史料』東京大学出版会）と同様であり、下部に氏名を記し、上部にその人物の着任から離任までの職歴を記す。また氏名の右肩に小字で前任者の氏名を、左側下に諱と改名の履歴を記している<sup>4</sup>。

「諸役前録」は、高田藩榊原家における“役職補任帳”と言える史料である。

<sup>4</sup> 「諸役前録」（榊原家所蔵 公益財団法人旧高田藩和親会管理）、針谷武志「高田藩役職補任一覧 解説」（上越市史近世史部会編『上越市史叢書No. 5 史料集 高田の家臣団』所収、2000年）。なお、弘前藩の「御日記役勤向覚記」（弘前図書館蔵八木橋文庫）に同様の日記役の補任帳「古来より御日記役名前」があり、前掲中野論文（1013年）に翻刻掲載されている。

表1 「諸役前録」の構成

通	巻番	収録される役職	備考
1	一	中老	
2	二	側用人・守役・簾奉行・城代・大目付・側詰・長沼城代	
3	三	領奉行・町奉行・勘定奉行・吟味役・御預地支配	
4	四	聞番・上屋敷留守居・下屋敷留守居・京都留守居・大阪留守居	
5	五	奏者番	
6	七	大納戸・宗門奉行	
7	八	目付・徒目付	
8	九	(膳奉行)	表紙題箋欠
9	十	小納戸	
10	十一	鬘役・刀役	
11	十二	書物役	
12	十三	組頭	
13	十四	物頭 持弓・持筒共	
14	十五	鎗奉行・母衣役・使番	
15	十六	役鉄砲頭・普請奉行・船奉行・郡奉行	
16	附録	(諸役昇進の通例を記す)	
17	附録	(小姓任免の記録)	
18	—	政永公・政令公・小平太様外御附属	
19	—	大殿(政敦)様附・於造酒様附・格次郎様附諸役	
20	—	政養様御部屋附諸役前録	
21	—	政恒様御附属前録	

## (2) 書物役の始まり

こうした「諸役前録」の性格から、その役職の時間軸における組織変遷や数的変遷を辿ることが可能となる。そこで以下では、「諸役前録 十二 書物役」(以下「書物役」と略す)の記載から書物役の組織についてみていくことにしよう。

日記方の職制の変遷を詳らかにするために書物役の「諸役前録」を分析するのは、書物役に日記方が包摂されているためである。これは史料1「書物役」の冒頭の記載から明らかになる。また、合わせて書物役の役職がどのように創出されたかについてもみてみよう。

## 史料1 「書物役」抄出1

書物役 △日記方合符

○江戸定詰合符

年月不知但館林 香西又五郎

於姫路病死 成重

年月不知但館林 白石壺之助

於姫路大納戸ニ成

右兩人書物役之初也、館林方姫路迄相勤、但小納戸之内方分レ候而被 仰付也、其頃

御次小姓番帳之筆頭ハ小納戸也、書物役相分レ候以後ハ番帳之順小納戸、書物役、手水番、小姓、右之通之由也、依之小納戸、書物役等も前髪有之内方相勤候者も有之、其人品ニ依り御衣服類、御茶道具、懸物類ハ小納戸之預り、御書物、古筆、記録類等ハ書物役之預り也、右兩人相分レ候時節并勤之年数等共ニ不分明、但年月雖不明又五郎ハ於姫路役儀之内病死、奎之助ハ於姫路大納戸ニ成

まず、内題「書物役」の下に「△日記方合符」「○江戸定詰合符」と史料中に使用されている符号について凡例が記載される。これは、史料中に記載される書物役の氏名の上に「△」「○」の符号が付される場合があり、その符号はそれぞれ「日記方」「江戸定詰」であることを示している。つまり高田藩榊原家の場合、日記方が書物役に包摂される役職であることがわかる。

続いて香西又五郎と白石奎之助の氏名が記載される。香西と白石に後続する書物役の氏名には着任・離任の年月日が記されることになるが、この2名については着任の年月日が不明であることが記され、あわせて離任の年月日も不明であるため、代わりに離任の事由のみが記される。

さらに続けて書物役の始まりについて説明が付されている。すなわち、香西と白石の2名が書物役の始まりであり、館林時代から姫路時代にかけてこれを勤めたとする。そして書物役が小納戸から分離した役職であるとした上で、当時は「御次小姓番帳」の筆頭は小納戸であり、次いで書物役、手水番、小姓の順位であったとする。これらの役職は小姓が勤めたことから、小納戸も書物役も前髪のまま職務につく者があったという。小姓の中からその「人品」によって役職が割り振られ、小納戸は藩主の衣服・茶道具・掛物を管理し、書物役は御書物・古筆・記録類等を管理したという。

「御次小姓」については不詳であるが、次之間に詰める小姓が勤める役職を総称するものと考えておく。

情報が多いので要点を整理しておこう。まず、高田藩榊原家の書物役には日記方と江戸定詰の職務が包摂されていること。つぎに書物役の小納戸からの分離が、館林時代（天正18年〈1590〉～寛永20年〈1643〉）のことであること。そして書物役は書物・古筆・記録類を管理したことなどがわかる。

### （3） 近世前期の書物役

「書物役」では、史料1の部分に続き、12名の書物役の氏名が記載されている。次節で分析する表2-1（文末に掲載）は「書物役」に記載される氏名を順番にデータ化したものである。このうち、通番3松本新五兵衛から14安藤与次右衛門までがこの12名に当たる。榊原家においては館林時代から第1次姫路時代に相当している。

この12人については、着任・離任の両方の年月日が不詳、もしくはそのどちらかが不詳といった具合に、「諸役前録」が作成された時期にはすでに情報が不明確となっている。また12人のうち村野平助にのみ符号○がついており、「江戸定詰」であったことが記

載されている。寛文9年（1669）頃に勤めたとされる村野平助が榊原家における書物役江戸定詰の始まりと考えられる。

この12名の記載に続いて、史料2が記載される。次のとおりである。

史料2 「書物役」抄出2 ※（ ）内は原文割注

松本新五兵衛以下段々被仰付、又五郎、杳之助与同時ニ相勤候者も有之、館林、白川、姫路其時節前後之順も不分明、村野平助以下ハ村上也、右之面々後役も不熟知（但右之内村野平助江戸定詰後役詳也）、且中絶之類も有之も不熟知、右之内青山佐次兵衛ハ寛文六年以前之年数時節不熟知、杉本市兵衛ハ政房公御部屋附ヲ相勤、佐次兵衛、市兵衛兩人ハ政倫公、勝乗公御代迄相勤、加藤六郎兵衛以下江戸詰等之節も右兩人村上ニ而無間断元禄頃迄も相勤候哉、但市兵衛ハ御仕置留之方主ニ相勤、如只今之日記方相分レ候而勤方不同、政房公御家督以後、忠次公御代森伊左衛門格之通と被仰付格式之違も有之、市兵衛後役ハ無之

ここでは、松本新五兵衛以下の12名について、香西又五郎・白石杳之助と同時期に勤めたものがあること。館林・白川・姫路（第一次）にかけて着任した12名の着任の順番については不分明であること。村野平助以下は村上において着任した者たちであるが、江戸定詰である村野平助の後役（後任者）がわかる以外はそれぞれの後任についても、職務が中絶（断絶）しているかどうか不明であること。このうち青山佐次兵衛は寛文6年（1666）以前のことはわからず、杉本市兵衛は政房部屋附から書物役に着任し、この佐次兵衛と市兵衛の2名は5代政倫、6代勝乗（政邦）の時代まで勤め、加藤六郎兵衛（表2の通番15）が江戸詰だった時期も村上において間断なく勤めていたと推定している。

さらにこのうち市兵衛については、「御仕置留之方」を勤めていたとして、「如只今之日記方相分レ候而勤方不同」であったという。つまり、市兵衛は村上において書物役において「御仕置留之方」を勤めており、現在日記方が書物役から分離しているように、同じ書物役であっても職務内容は均一ではなかったという意味であろう。高田藩榊原家では慶安3年（1650）以降の日記が現存しており、記録上は正保2年の日記が存在したことが明らかになっていることから、江戸前期においてすでに、同じ書物役に所属しながらも職務の分担が見られたと考えられ、この時期すでに書物役には日記を担当する職務もあったはずである<sup>5</sup>。

史料2では、①館林から第一次姫路時代までの間、書物役についた12名（史料1の香西と白石を合わせて14名）については着任・離任の年月日の両方、あるいはいずれかが不分明であり、その着任順も不明であること。②「諸役前録」が作成された年代には「日記方」が書物役から分離されていること、の2点である。

史料1、史料2を通して、館林から第一次姫路時代までは、その着任期間がわからない者がほとんどであること。また書物役は小姓の職務として小納戸から分離すること、のちに書物役から日記方が分離することなどがわかった。

<sup>5</sup> 前掲註1 花岡論文

「諸役前録」の成立した時期には、館林から第一次姫路時代の記録の整備が不十分であったことから書物役を勤めた者の着離任時期がわからなくなっていたと考えられよう。

### 3 書物役・日記方の変遷

#### （1）藩日記と書物役

「書物役」には、151名の書物役に着任した藩士の名前が記載される。一人ひとりの職歴を分析すると、書物役内で日記方や江戸定詰へ異動するものや、一度離任したのち「帰役」する者があるため、これを加算すると全期間を通じてのべ204名が書物役を勤めていることになる。これを一覧表にしたものが表2-1である。

延べ人数を示す「通番」と同一人物に同じ番号を付した「番号」については整理上筆者が付したものである。どの城地時代かを示す「城地」、書物役内における職務である「勤方」、「氏名」「諱」「改名」「前任者」「着任年月日」「離任年月日」は「書物役」の記載をデータ化した。

以下では表2-1を見ながら書物役・日記方の組織の変遷を見ていくことにしよう。

1-（2）で触れたように、第一次姫路時代までは着任・離任の両方もしくはどちらかが「年月日不知」の者ばかりであり、当時の記録が整っていなかったことを示している。着任・離任の年月日が揃って記載されるようになるのは、15加藤六郎兵衛（以下で人物の前に付した数字は表2-1の番号に一致）以後のこととなる。

これはちょうど榊原家が姫路から村上へと転封した時期に重なる。この姫路から村上への転封は、榊原家の「藩日記」の編成に大きな変化をもたらす転機となった。すなわち、寛文7年（1667）8月22日、幕府老中久世広之は、榊原家の家督を幼少で相続した5代藩主政倫が成長したのちに見せるためとして、榊原家年寄に対し藩主不在期間の国元での家老合議の内容を「日帳（藩日記）」に付けるよう指示し、これを受けて翌寛文8年8月以降、江戸と国元で揃って藩日記（榊原家では藩主不在の場合「御留守中御用留」という）が作成されるようになったのである<sup>6</sup>。

この国元での「藩日記」作成開始と、「諸役前録」において「書物役」の着任・離任年月日が明確になりはじめる時期がおよそ一致することは、「諸役前録」が少なからず「藩日記」の記事を参照して作成されていることを示している。

#### （2）日記方の設置

さて、書物役に日記方が初めて置かれるのは、21中村勘兵衛のときである。中村は元禄8年（1695）3月15日に書物役に任ぜられ、その後元禄15年に日記方へ転じ、さらに2年後の元禄17年2月26日には江戸定詰（江戸藩邸における書物役）へ転じ、宝永3年（1706）に江戸五年詰となり、翌4年には姫路へ戻って無役となっている。このように11年間という短い期間ではあるが、書物役の内部だけで異動してそのキャリアを終える藩士

<sup>6</sup> 前掲註1 花岡論文

も少なくはない。元禄17年8月23日に中村が日記方から江戸定詰に転じた際、同日に23細井助四郎が日記方に任ぜられている。同日の異動であることから、細井が中村の後任であることは明らかであるが、細井が中村の後任であることは記載されていない。

前任・後任の関係は「〇〇の後役」という形で多くの人物に記載されているのだが、例えば71加藤弥之助は55竹内甚内の後役であるとするが「中絶24年目」とし、また80吉羽弥五兵衛は50丹羽団九郎の後役で「中絶40年目」とするなど、「後役」の理解に苦しむケースも存在する。誰の後役なのかは書物役の定員数を理解する上で重要と思われるが、ここでの記載は厳密なものではないかもしれない。

つぎに、書物役と日記方の関係を考えてみよう。既出の23細井勘九郎を例に日記方への配属のされ方を見てみると、細井は元禄17年8月21日に書物役に任ぜられ、2日後には日記方に配置される。例えば25平井清左衛門、29新嶋與左衛門、31村山新右衛門など、いずれも一度書物役を経て日記方へと配置されている。極端な例としては、61宮川幾次郎の場合、表中では書物役を経ずに日記方に任ぜられているように表記したが、史料中では「宝暦三年二月九日、直ニ日記方ニ成」とあり、宝暦3年（1753）2月9日に書物役に任ぜられて、即日に日記方へ配置されたものと読むことができる。このように、日記方はあくまで書物役の内部の職務であり、日記方を勤めるためには書物役に所属する必要があったと理解できよう。

### （3）日記方と「藩政改革」

引き続き、表2-1を見ながら、江戸中期の書物方と日記方の変遷を辿っていく。

元禄15年（1702）に21中村勘兵衛が日記方に任ぜられて以降、書物役内に継続して日記方が置かれ、これによって日記方は常設の役職となった。しかし明和4年（1767）10月18日には、60大須賀文左衛門が初めて書物役と日記方を兼帯することになる。さらに同年の11月7日には大須賀は書物役と日記方、そして大納戸を兼帯することとなる。大須賀以後の日記方は、61宮川幾次郎、62岩田金四郎を除いて、原則として書物役と日記方の兼帯が常態となり、さらに宝暦-天明期（1751～1789）には71加藤弥之助、73斉藤祖兵衛、75福地源兵衛、78喜多市五郎、80吉羽弥五兵衛、84小田順次郎、85丹羽常弥など書物役・日記方・大納戸を兼帯するものが増えてきている。

このように高田藩榊原家の場合、元禄17年にはじめて書物役内に日記方が置かれたものの、書物役から分離されることはなく、明和4年には書物役と日記方を兼帯するという職務形態が現れ、さらには宝暦-天明期には書物役・日記方・大納戸を兼帯するなど、榊原家の高田転封以後、次第に強められた藩政改革の流れに沿った合理化が進められたことがわかる<sup>7</sup>。

こうした兼帯による職務の合理化は寛政期まで続き、95村松安太郎を最後に日記方ある

7 『上越市史』通史編4近世二（上越市史編さん委員会、2004年）第3章第3節～第4節

いは日記方兼帯は見られなくなる。つまり、日記方は寛政10年（1798）10月の村松の離任を機に、完全に書物役へ再統合され、日記方は再び書物役の職務に吸収されていくこととなった。

#### （4）書物役の定員数について

前節までに、「書物役」をデータ化し時系列で見ることで、書物役の始まり、日記方の設置、そして書物役への再吸収という流れを確認してきた。この節では表2-2を使いながら、書物役の定員数についてみておこう。

表2-2は、表2-1を基に縦軸を年表、横軸を書物役内の職務として再整理したものである。着任・離任が不明な初期の書物役についてはこの表から除いている。従って館林から第一次姫路時代の書物役については定数を明らかにすることはできない。また、表内の数字は表2-1の各書物役の藩士に振った番号に一致する。数字の後ろの（ ）内の文字は兼職の略号であり、表下に凡例を示した。各年毎の1月1日を在職の基準日としたため、1月2日以降に着任し1年に満たずに離任した書物役はこの表中に現れていない。

上下の並びについては、「〇〇の後役」という史料中の情報を手掛かりにしたが、必ずしも整合しない場合もあった。無意味に見える空白が多いのはそのためである。とはいえ表の膨張を避けるために、意図的に追い込みを行った箇所もある。二重罫線の部分は、その前と後に前役と後役の関係がないことを示す。なお、数字の上下の矢印は着任・離任年が不明であることを示す。

さて、まず江戸詰から見ると、延宝5年から寛保2年（1742）までは一時的に2ないし3の定員となることがあるものの、基本的には1名の定員であったことがわかる。寛保3年以降は定員2名となり、明和4年から再びほぼ1名へ減少したのち、天明5年（1785）から2から3名の体制となっている。注意すべきは、江戸藩邸には日記方が終始置かれないうことである。江戸藩邸においては、常時書物役が日記の作成・管理を行っていたことを示している。

次に国元の書物役及び日記方を見ると、データが揃ってくる元禄8年以降、書物役は3から4の定員であり、元禄16年（1703）からはこれに日記方が新たに設置されて2名が加わっている。日記方は国元だけに置かれ、宝暦12年を最後に書物役に収斂されていく。これに連動して、書物役は宝暦8年（1758）以後日記方兼帯が常態となっていき、明和5年（1768）に全員が入替わる形で日記方・大納戸の兼帯が始まる。それ以前、書物役と日記方とを合わせて6名程度の定員であったが、兼帯が進んだことによって、書物役の定員は3名まで削減が進んでいることがわかる。これが、高田藩榊原家の「藩政改革」の影響を受けたものであることは明らかだろう。ところが、寛政8年（1796）以降この兼帯は順次解消されていき、寛政12年には兼帯するものはいなくなり、日記方は職制上から消え、完全に書物役の職務に戻っていくこととなった。その後、書物役の定員はほぼ4名で推移していくことになる。

ここまで定数の分析を行い、前節までに明らかにした書物役内への日記方の設置、そして書物役への収斂という流れを改めて確認することができた。さらに、日記方の書物役への再吸収が人員削減を目的としていることも明らかとなった。

ここまですべてまとめておこう。

まず、高田藩榊原家の場合、館林時代（天正18年〈1590〉～寛永20年〈1643〉）に、小姓が勤めた小納戸から書物・古筆・掛物を管理する書物役が分離した。次いで、元禄8年（6代政邦代）には日記方が置かれ職務が分離したが、あくまでも日記方は書物役の内部に置かれた職務であった。ところが、高田への転封以降、ひっ迫する財政状況によって、人員削減を目的とした改革が進められ、明和4年以降次第に日記方は書物役との兼職となり、さらには宝暦一天明期には書物役・日記方・大納戸を兼帯するものが増えていった。そして寛政10年には日記方が職制の上からは消え、再び書物役に吸収されるという経過を辿ったことが明らかになった。

### おわりに

弘前藩においては、寛文元年（1661）に表右筆のなかに日記方が置かれ、延宝3年（1675）ごろから日記の作成システムが確立し、さらに正徳2年（1661）頃に表右筆から日記方が分離独立すること、そしてその専門性が形成された経緯が明らかにされている<sup>8</sup>。

同じ藩日記（藩庁日記）を作成する日記方でありながら、弘前藩においては表右筆から分離し、高田藩榊原家においては書物役から分離することは興味深い。藩によって異なる役職から派生するということは、近世において大量に作成され膨らみ続ける記録を管理するという新しい職務を、各藩が従前既存の職制のなかにどのように位置づけようとしたかがうかがわれるだろう。

弘前藩が表右筆から日記方を分離独立させその専門性を高めたことに対して、高田藩榊原家の日記方が書物役の内部に置かれた職務として存在し、完全に分離されることなく再び書物役に収斂されることになるという経緯は、一見、高田藩榊原家の記録への理解の低さや日記方の専門性の軽視のように見えるが、書物役という役職が元来、書物・古筆・掛物という記録を管理する役職であったことから、その専門性は十分に担保されていたと考えることができよう。このことは第1章で紹介した「三十三誌」に見られる書物役の職責からも明らかである。

ただ、高田藩榊原家の藩日記の記載内容が、高田転封後、簡略化され形式的になっていくことは、改革による人員減や兼帯の影響を大きく受けているものと考えられる。日記の記載も合理化されていったのである。

（上越市立歴史博物館 副館長）

<sup>8</sup> 中野達哉「弘前藩庁日記と日記役」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第9号、2013年）